

## 国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく土地売買等届出書（事後届出）

### 届出対象となる取引形態、規模

届出対象となる取引形態は、売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡（予約を含む）です。

届出が必要な取引の規模は、市街化区域は 2,000 m<sup>2</sup>以上、市街化調整区域は 5,000 m<sup>2</sup>以上です。なお、個々の面積が小さくても買い増しなどで合計すると届出面積以上となるような一団の土地を買う場合などは、その都度届出が必要です。また一団の面積が 2 つの区域にまたがる場合は、届出面積の小さい方を適用します。

### 届出者、届出期限、届出先

- ・届出者：土地の権利取得者（売買の場合であれば買主）
- ・届出期限：契約を結んだ日から 2 週間以内
- ・届出先：日吉津村役場 建設産業課

### 届出部数

届出に必要な部数は 3 部です（届出書、添付資料）。

### 記入上の注意

- 1 ※印のある欄には記載しないでください。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 3 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載してください。
- 4 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載してください。
- 5 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記載してください。
- 6 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載してください。
- 7 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載してください。
- 8 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地（農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。）以外の土地の面積の割合の現況及び計画に記載してください。
- 9 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載してください。
- 10 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等以外の工作物等に関する事項その他を記載してください。

### 添付資料

- ・縮尺 5 万分の 1 以上の位置図
- ・縮尺 5 千分の 1 以上の地形図
- ・土地の形状を明らかにした図面（不動産登記法第 17 条に基づく地図）
- ・委任状（代理人がいる場合）
- ・契約書の写し